政令第百六十五号

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一山口県福岡県の部関門の項第一号中「北緯三三度五八分四二秒東経一三〇度五二分四秒」を「北緯三三度五八分四一秒東経一三〇度五二分四秒」に、「二、九四〇メートル」を「一、八〇〇メートル」に、「二四六度三〇分に陸岸まで引いた線、白州灯台」を「三二四度三〇分三〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一〇度三〇分一、九〇〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一二度三〇分一、七七〇メートルの地点まで引いた線、白洲灯台」に、「一八五度三〇分四、一六〇メートルの地点から三五六度五、一一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三二二度三〇分六、三四〇メートル」を「四九度三〇分二、三九〇メートルの地点を中心とする半径二、〇〇〇メートルの円弧のうち同地点から一九〇度に引いた線以西であつて、かつ、同地点から二五四度三〇分に引いた線以南の部分、同地点から二五四度三〇分二、〇〇〇メートルの地点から三一二度三〇分一、九四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三一九度三〇分四、七八〇メートル」に、「一九五度」を「一九五度三〇分」に、「同島三角点」を「白島三角点」に、「一七九度三〇分五、〇一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一三五度三、二八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八〇度三〇分」を「一八一度一、七一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から二七〇度二、六四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一七八度五、八四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度二、六五〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一八三度三〇分二四〇メートルの地点まで引いた線、同地点から九〇度四一〇メートルの地点まで引いた線、同地点から一四〇度三〇分」に、「堺川西港橋」を「境川西港橋」に改める。

附　則

この政令は、令和五年五月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

内閣総理大臣　岸田　文雄